

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

「人の生命は限りがある。会社の生命を永遠のものにして、次の時代のための礎となろう」が当社の社訓であり、長期安定的な企業価値の向上を目指しております。その実現のためには、コーポレート・ガバナンス体制の充実が経営の重大な課題と認識し、経営責任の明確化と迅速・果断な経営判断を行なうため、取締役を少数に抑えるとともに、コンプライアンス体制の整備強化と企業経営の公正かつ透明性の向上に努めてまいります。

「会社は100%お客様のためにある」

「会社は100%社員のためにある」

「会社は100%世の中のためにある」

お客様に必要とされるということは、世の中に必要とされることであり、つまりは「会社は100%世の中のためにある」ということを真剣に考え、日々取り組んでおります。世の中から、株主の皆様やお客様から、社員・取引先・地域社会等から必要とされる「価値」を生み続けることが当社の使命であり、その精神を研ぎ磨き続けることこそ、存在意義があると考えております。

この考え方にに基づき、「経営理念」を定め、その実践を通じて、長期安定的な企業価値の向上を図ってまいります。

〔経営理念〕

一、私達は、常にお客様に満足をしていただくために、価値あるサービスを他に一步先んじて、提供し続けていきます。

一、私達は、常に仕事を通じて、自らの成長と豊かな生活を実現するために、創意と工夫をこらし、明るい職場をつくります。

一、私達は、常に進取気鋭の精神こそ、活力の源泉であることを確認し、新しいビジネスの創造に、積極果敢な挑戦をし続けていきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2】

当社は、株主が株主総会議案について十分な検討期間を確保できるよう総会招集通知の早期発送に努めております。

招集通知発送前の電子的な開示につきましては、これまで株主の皆様より先に一般公開することになるため控えておりましたが、今後は前向きに検討してまいります。

【補充原則1-2-4】

現状の当社株主における機関投資家ならびに海外投資家比率は相対的に低いと考えております。当社の規模・リソースを鑑みて、将来的にそれぞれ20%を超えた段階で、議決権の電子行使や招集通知の英訳を進めてまいります。

【補充原則3-1-2】

現状の当社株主における海外投資家比率は相対的に低いと考えております。当社の規模・リソースを鑑みて、将来的に20%を超えた段階で、英語による情報開示を進めてまいります。

【原則4-8】

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しており、全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。取締役は独立社外取締役を含めて5名であり、迅速・果断な経営判断を行なうために少数に抑えた体制とし、取締役会においては独立社外取締役および監査役の意見に配慮した運営をしております。また、独立社外取締役は、他の取締役や監査役、経営陣等と定期的に意見交換を行い、当社の事業内容を理解した上で、業務執行から独立した立場で、専門分野を含めた豊富な経験と高い見識に基づいた助言をいただいております。現在、社外取締役は1名でございますが、当社の事業内容・規模においては、その求められる役割・責務に対する実効性が確保されていると考えております。なお、将来的には、事業規模の拡大など当社を取り巻く環境の変化に応じて、複数名の選任を検討してまいります。

【補充原則4-11-3】

取締役会の実効性の分析・評価ならびにその開示については、今後検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

純投資目的以外の目的で保有する株式については、取引先との関係維持・強化ならびに当社事業戦略上の観点から保有しております。また、同業他社事例の研究のため必要最小限の範囲で保有をする場合があります。保有するにあたっては、取締役会において得られる事業上の利益と投資額等を総合的に勘案して判断することとしております。取締役会は毎年保有する株式について見直しを行うこととし、保有する意義の乏しい銘柄については、適宜市場動向や事業への影響面を考慮し売却いたします。

議決権の行使につきましては、発行会社の中長期的な価値向上に資する議案であるかどうか、また当社への影響等を総合的に判断して行使しております。

【原則1-7】

当社は、役員および主要株主等との取引について、一般取引を除き、原則として独立社外取締役および監査役の意見に配慮した上で、取締役会での承認を要するものとしています。

また、監査役会は毎年当社役員および執行役員に対し「関連当事者取引内容確認書」の提出を求め、取締役会にその結果を報告する体制を整えており、当社と利益相反する取引がないことを確認しております。

【原則3-1】

- (1) 当社のビジネス・ポリシーおよび経営計画を当社ウェブサイトに掲載しております。
URL: <http://company.hiraki.co.jp/policy/>
- (2) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1-1. 基本的な考え方」をご参照ください。
- (3) 役員の報酬の決定に関する方針・手続は、本報告書の「2-1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」にて開示しておりますので、ご参照ください。
- (4) 取締役会は迅速・果断な経営判断を行なうことを旨とすることから、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスや多様性の観点から総合的に検討しております。また、当社が掲げている『お客様に「驚き」と「楽しさ」と「満足感」をお届けすること』を使命とし、創業来脈々と受け継がれているヒラキ流の精神を具現化できる人材でなければならないと考えております。
- 取締役候補者の選任・指名にあたっては、以下の基準に基づき代表取締役が提案し、独立社外取締役および監査役の意見に配慮した上で取締役会で決議を行い、株主総会議案といたしております。なお、社外取締役の選任にあたっては、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立性基準に基づき検討しております。

- ＜取締役会に求められる取締役の資質と経験＞
- ・リーダーシップに関する経験
 - ・高い道徳性と倫理性および品格、人望
 - ・財務的な見識
 - ・当社の事業領域に関わる広範囲な知識
 - ・マーケティングやマーケティングに関連したテクノロジーに関する経験
 - ・リスクに対する監督、管理の経験
 - ・心身ともに健康および熱意

監査役候補者の選任にあたっては、専門分野および財務・会計を含む豊富な経験と高い見識を有し、業務執行に係る監査に加え、中立的・客観的な立場での経営に対する意見・助言を期待できる人材としており、代表取締役が常勤監査役および独立社外取締役と協議の上、監査役会に提案して同意を得た後、取締役会で決議を行い、株主総会議案としております。なお、社外監査役の選任にあたっては、会社法に定める社外監査役の要件および東京証券取引所の定める独立性基準に基づき検討しております。

(5) 社外取締役候補者および社外監査役候補者については、個々の選任理由を株主総会招集通知に記載しております。取締役候補者および監査役候補者の選任・指名についても、都度、株主総会招集通知にて個人別の経歴等に加え、個々の選任理由を開示することとしています。

【補充原則4-1-1】
当社は、「取締役会規程」を定め、法令および定款に規定された事項および株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要事項について、取締役会の決議を要するものとしています。また、経営陣に対する委任については、社内規程「業務分掌規程」、「職務権限規程」および「稟議規程」により、その範囲を明確に定めています。

【原則4-9】
独立社外取締役の選任は、会社法に定める社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立性基準に基づいております。

【補充原則4-11-1】
本報告書の「1-1. コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示、原則3-1(4)」に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-2】
当社では、取締役および監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合、取締役会の承認を得ることとしております。
取締役および監査役の兼職の状況については、毎年、株主総会招集通知に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-14-2】
企業家精神を喚起し、ビジネスを創造していく観点から、また当社の「社訓」「経営理念」を理解・実践する観点から、研修等を設定しております。さらに、知識の習得のみならず、修養を積むことも重要視しております。
新任の社外役員に対しては、当社の事業や財務、組織、歴史等に関して理解を得る場を設けております。また、取締役・執行役員においてはリーダーシップ、経営スキル等について、監査役においては業務および会計に関する監査スキルについて、適宜外部研修機関などを活用することで、その能力の向上を図っております。

【原則5-1】
当社が長期安定的な企業価値の向上を果たしていくためには、株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーとの長期的な信頼関係の構築が不可欠であると考えております。そのために、正確な情報を公平かつ適時適切に開示し、また建設的な対話を行ってまいります。

(1) 当社のIR活動は、主として経営戦略室が担当しており、取締役である経営戦略室長が統括しております。

(2) IR体制について、IR管掌取締役がIR関係部門である経営戦略室、総務部、経理部を管掌するとともに、IR関係部門を本社内同一フロアに配置することによって相互連携を図っています。また、必要に応じて社内各部門から情報収集する体制を採っております。

(3) 機関投資家・アナリスト・報道機関向けに年に2回決算説明会を実施して、代表取締役およびIR管掌取締役が経営状況について説明しております。その他、会社情報、プレスリリース、決算情報、決算説明会資料、株主通信および適時開示資料等を当社ホームページに掲載しております。

(4) 対話の内容については、必要に応じて、取締役会、業務執行役員および関連部門等にフィードバックしております。

(5) IR管掌取締役は情報取扱責任者を兼ねており、社内規程「インサイダー取引防止規程」を定め、情報管理の徹底を図っております。また、四半期毎の決算日翌日から決算発表日まで「沈黙期間」として、決算情報に関する対話を控えさせていただいております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社マヤハ	752,000	14.59
ヒラキ従業員持株会	309,680	6.01
神戸信用金庫	251,200	4.87
株式会社みなと銀行	211,200	4.10
平木和代	195,400	3.79

株式会社山陰合同銀行	184,080	3.57
株式会社みずほ銀行	120,000	2.33
向畑達也	110,700	2.15
株式会社山口銀行	96,000	1.86
梅木孝雄	82,900	1.61

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明	更新
------	----

自己株式284,630株 5.52%を除いております。（平成27年9月30日時点の株式数で表示しております。）

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
朝家 修	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
朝家 修	○	朝家 修氏と当社は、過去に税務・会計の顧問契約を締結していましたが、平成17年6月23日付けで監査役選任と同時に解除しました。	同氏は、独立性基準に抵触せず一般株主と利益相反が生じる恐れがないほか、公認会計士・税理士として税務・会計の幅広い識見を備えており、十分に独立社外取締役として、職務遂行できると判断し選任致しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、有限責任監査法人トーマツを独立監査人として、金融商品取引法に基づく財務諸表の監査を受けております。
平成19年6月28日開催の定時株主総会において、監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)を会計監査人として選任し、四半期末ならびに事業年度末において、会計監査人と監査内容や監査結果についての共有を行い、社内における監査時の論点として監査内容の検討を行っております。また、当社監査役・内部監査室および会計監査人は積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松田 陽三	他の会社の出身者										△			
熊尾 弘樹	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松田 陽三	○	松田陽三氏は、当社取引先神戸信用金庫の出身者で、同金庫との間には借入金の取引があります。	同氏は、独立性基準に抵触せず一般株主と利益相反が生じる恐れがないほか、金融機関における永年の実務経験と金融財政等に幅広い見識を備えており、十分に独立社外監査役として、取締役の職務の執行を監督し得ると判断し選任致しました。
熊尾 弘樹	○	熊尾弘樹氏は、当社取引先みなと銀行の前身である兵庫銀行の出身者であります。	同氏は、独立性基準に抵触せず一般株主と利益相反が生じる恐れがないほか、金融機関および民間企業において重職を経験し、幅広い経験と高い見識を備えており、十分に独立社外監査役として、取締役の職務の執行を監督し得ると判断し選任致しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社の全ての社外取締役および社外監査役は、東京証券取引所が定める独立性の基準を満たしており、社外取締役1名、社外監査役2名全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 **更新**

業績連動型報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

当社は、賞与について当期の業績等に基づき支給することとしております。また、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付けとして、月額報酬から一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式の購入を行い、在任期間中はそれを保有することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

第38期の取締役の報酬等の総額は、52百万円で有価証券報告書に開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

社外取締役を除く取締役の報酬等は月額報酬と賞与から構成され、月額報酬は世間水準および従業員給与との均衡を考慮して役職位ごとに基準報酬を設定し、この基準報酬を参考に経営能力や功績等を勘案して定めることとし、賞与は当期の業績等に基づき支給することとしております。また、中長期的な業績向上に向けたインセンティブ付けとして、役員持株会を通じて自社株式の購入を行い、在任期間中はそれを保有することとし、月額報酬から一定額以上を拠出してしております。なお、社外取締役については、独立した立場から経営の監督機能を担う役割を鑑み、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給しております。

取締役の報酬等は、独立社外取締役および監査役の意見に配慮した上で、株主総会で決議された限度額の範囲内で、取締役会において定めることとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制

取締役会については、事務局である総務部が中心となって、資料・議事録を送付する他議事内容の説明等を行っております。

社外監査役のサポート体制

監査役の職務を補助する使用人は置いていませんが、常勤監査役が中心となって情報提供等のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は平成16年3月1日より執行役員制度を導入し、経営の執行は取締役会、業務の執行は執行役員と役割を明確にし、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

会社の機関の内容

ア. 取締役会

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。経営の執行に関しては迅速な経営判断を行うため、定時取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会では、法令および定款に定められた事項のほか重要な経営方針、重要な業務執行に関する事項を付議しております。また、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平なディスクロージャーが適切に行えるよう重要事実の決定については、必要に応じて臨時取締役会において付議しております。なお、新たに社外取締役を1名選任し、実行的なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めます。

当社は、自己株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

当社は、定款第40条において、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定める旨を定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものです。

イ. 監査役会

取締役会における経営判断の適正性を監視する機能として監査役会を設置しております。第38期事業年度においては、常勤監査役1名、社外

監査役2名の3名体制で毎月1回開催いたしました。また、当事業年度に開催された取締役会に、常勤監査役は14回全て出席し、社外監査役朝家修氏は14回全て出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、また、松田陽三氏は14回全て出席し、主に経営管理について発言を行いました。

ウ. 経営会議

取締役、執行役員および常勤監査役を加えた経営会議を月1回開催し、必要に応じて関連部署責任者を出席させ、業務執行状況について報告、重要な業務執行に関する審議を行い、代表取締役および取締役会の意思決定を補完しております。

エ. 情報会議

取締役、執行役員、常勤監査役および関連部署責任者を加えた情報会議を月3回開催し、各部門の業務遂行状況の報告と各種情報交換等を行い、情報の共有と浸透を図っております。

オ. 責任限定契約の内容の概要

会社法427条1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を取締役会が持つことにより、迅速かつ的確な経営及び執行判断が可能な経営体制を採っています。また、社外取締役をおくことで当社の企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会および経営の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を監督しております。さらに、取締役会に対する十分な監査機能を発揮するため、常勤監査役と独立社外監査役2名が内部監査室との連携の下、取締役の職務執行および内部統制の構築と運用状況を監視する体制を採っていることより、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月26日の株主総会に対し、6月9日に発送（17日前）
その他	株主総会において株主様により事業報告をご理解いただけるよう、グラフ等を用いスクリーンで説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに年2回説明会を実施して経営状況を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社情報、プレスリリース、決算情報、決算説明会資料、株主通信および適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営戦略室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社訓・経営理念に則った「倫理規範」「行動規範」を制定し、株主様、お客様、取引先様、社員、社会等に対する日頃の業務運営の指針を明確化しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	低炭素社会へ向けた取り組みとして、環境配慮に優れた機能性商品（クールリミット・ホットリミット等）を開発・販売するとともに、店内照明のLED化やクールビズの推進、また通信販売においては商品の包装資材を簡素化するなどの省エネ・省資源に努めております。 また、9月2日を「靴の日」と定め、当社生野事業所（兵庫県朝来市）において「ヒラキ靴まつり・靴供養」を開催し、地元の方々に楽しいお祭りの場を提供させていただいております。靴供養につきましては、長年愛用した靴は、なかなか捨てにくいことから、お客様の不用となった靴を供養させていただき、その後、環境に配慮した処分を行っております。供養料として1足につき30円をお預かりし、引き換えに50円の割引券をお渡ししております。お預かりした供養料は、全て環境保護活動のために寄付させていただいております。
その他	<ダイバーシティ・女性の活躍の状況について> 「企業は人で決まる」との考えのもとに、多様な価値観を持った人財が集い、活かすことができる仕組み作りに取り組んでおります。様々な経験等を当社に取り込むため、中途採用を積極的に行っております。また、働き方の多様化に対応し、育児・介護等で退職した社員の再雇用制度や育児休業制度の拡充などワークライフバランスを推進しております。現在、管理職の女性比率は10%です。女性を含む全ての社員がその能力を十分に発揮できる働きがいのある環境を目指しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。
なお、平成27年5月1日施行の会社法および会社法施行規則の改正を踏まえ、平成27年5月8日開催の取締役会で一部見直しの決議をしております。その内容は、以下のとおりです。

1. 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役、執行役員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という。）および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループは、事業を適正かつ効率的に運営するため、社員就業規則等において、当社グループの取締役等および使用人が、誠実に法令、規程および通達を遵守し、全力をあげてその職務の遂行に専念すべき義務を定める。
(2) 取締役会は、法令および定款に定められた事項のほか重要な業務執行に関する事項を付議する。
取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令および定款に則り、業務を執行する。
(3) 監査役会は、取締役会における経営判断の適正性を監視する機関であり、また監査体制の一層の強化を目的にする。
監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、内部監査室および会計監査人と連携して、当社グループの取締役等の職務執行が法令および定款に適合することを確保する。
(4) 当社は、執行役員制度を導入し、経営の執行は取締役、業務の執行は執行役員と役割を明確にするとともに、独立性を考慮した社外取締役の選任を行い、コーポレート・ガバナンスの強化に努める。
(5) 当社は、有効な内部牽制機構によるコンプライアンスの充実を図ることを趣旨として、社長執行役員直轄の内部監査室を設置し、監査役および会計監査人と意見交換を行い、密接に連携しながら、当社グループにおける内部統制の評価ならびに業務の適正性および有効性について監査する。内部監査室は、監査結果について取締役および監査役に報告を行う。
(6) 当社は、社長執行役員を委員長とする内部統制委員会を設置し、当社グループ全体の内部統制システムの整備・運用の推進を図り、その結果を取締役に報告する体制とする。
(7) 当社は、コンプライアンスに係る管理を総合的・体系的に実施するため「コンプライアンス規程」を制定するとともに、「倫理規範」「行動規範」を定め、その周知徹底を図る。当社グループの取締役等および使用人はこれを遵守するものとする。
(8) 当社は、当社グループ全体に係る「ヒラキ・ヘルプライン運用基準」を定め、事件、事故を未然に防止し、あるいは不正行為、コンプライアンス違反行為等を是正し、かつ、将来に向けての改善方法を提示することにより、企業倫理、法令等の遵守を徹底することを目的として、当社グループの内部通報窓口「ヒラキ・ヘルプライン」を設置する。「ヒラキ・ヘルプライン」は、当社常勤監査役に通報できる体制とし、通報者が通報を理由に不利益な取扱いを受けないことを規定する。
(9) 当社グループは、金融商品取引法等に基づく財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用規程」を制定し、必要な整備を行い、一般に公正妥当と認められる内部統制の評価基準に準拠して内部統制の有効性を評価する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 情報の保存および管理
当社は、「文書規程」に基づき、当社グループの保存対象文書（電磁的記録を含む。）、保管期間および保管部門を定め、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制を確保する。
(2) 情報の閲覧
当該情報は必要に応じ、必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。
(3) 情報セキュリティ体制
当社は、「情報システム安全管理規程」その他関連規程を定め、当社グループの情報の取扱い・保管・セキュリティに関する適切な運用体制を構築する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制
当社は、当社グループにおける様々なリスクの管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定めている。内部統制委員会にてリスクを把握し、リスクごとの管理責任部門（子会社を含む。）を明確にしてそれぞれのリスク特性に応じた対応策を講じる。そのためにリスクの状況を把握し、迅速に判断できるように、各部門はリスクの状況を定例的に内部統制委員会にて報告する体制とする。リスクの内容ならびに対策について、適宜経営会議に報告し、必要に応じて取締役会へ報告を行う。
また、社外システムの活用によるリスク管理として特にコンプライアンス面での充実を趣旨とし、事業活動において法律リスクの可能性を確認する場合、総務部が窓口となり、顧問弁護士、税理士等からの助言に基づき、対処する体制を整える。
(2) 職務権限の原則
当社グループの取締役等および各職位にある使用人は、取締役会決議および「職務権限規程」に基づき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。
(3) 監査体制
当社グループのリスク管理体制の適切性を維持するために、リスク管理のプロセスが有効に機能しているかどうか、内部監査室が各部署および子会社に対する監査を行う体制とする。
(4) 危機管理
当社グループにおいて自然災害などの重大事態が発生した場合、「緊急連絡体制」に基づき、社長執行役員を本部長とする緊急対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営方針、経営戦略および経営計画
取締役会は、当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、当社グループの取締役等および使用人全員が共有する経営方針、経営戦略および経営計画を定め、その浸透を図る。
(2) 経営会議
当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営会議を設置し、業務執行状況について審議する。
(3) 執行役員制度
当社は、経営と業務執行の分離により、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、執行役員制度を導入し、経営の効率化を図る。
(4) 営業本部の設置
営業部門を全社統合するため、営業本部を設置する。営業本部は経営資源を集中し、当社の強みを最大限に活かし、機動力をもって展開する。
(5) 職務権限および責任の明確化
執行役員および使用人の職務分掌と権限を社内規程で明確にし、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ運営体制

当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営・事業に関する承認・報告体制を整備し、グループ会社の経営体制を定める。

(2) 子会社からの報告

当社は、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、取締役会または当社グループの取締役等が出席する連絡会議等における定期的な報告を義務付け、必要に応じて指導・育成を行う。

(3) 監査

監査役および内部監査室長は、子会社に対し監査を行い、当社グループの統一的な業務執行を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。

7. 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

(1) 独立性の確保

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役等の指揮命令は受けないものとする。当該使用人に対する人事、処遇については、監査役会の同意を得るものとする。

(2) 指示の実行性の確保

当社は、指名された使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役等および使用人に周知徹底し、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。

8. 当社グループの取締役等および使用人が当社監査役に報告するための体制等に関する事項

(1) 取締役等および使用人による当社監査役への報告

当社グループの取締役等および使用人(これらの者から報告を受けた者を含む。以下同じ。)は、その業務執行について当社監査役より説明を求められた場合、もしくは当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項および不正行為や法令ならびに定款違反行為を認知した場合は、当該事実を当社監査役に報告する体制を確保する。

(2) 重要な会議への出席

常勤監査役は経営会議その他社内会議に出席し、当社グループの経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書は、都度監査役に回覧する。

(3) 報告者の保護

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役等および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 内部監査室は、監査役と緊密な連携を保ち監査役が自らの監査について協力を求めるときは、監査役の効率的な監査を行うことが出来るよう努める。

(2) 代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

(3) 外部専門家の起用

監査役が必要と認める時は、顧問弁護士・税理士との連携を図り内部統制機能を充実させる。

(4) 監査費用等の処理に係る方針

監査役がその職務の執行につき費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

10. 反社会的勢力への対応

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、当社グループ業務への関与を拒絶し、あらゆる要求を排除するとともに、不当な要求を受けた場合には警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、組織的な対応を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、断固として対決します。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの不当な要求に屈することなく、法的手段により解決をはかります。

当社は、反社会的勢力に抵抗する組織である「兵庫県企業防衛対策協議会」に加盟しており、定期的に情報交換を行っております。警察、弁護士等とも連携しながら、社内体制の一層の整備に進めて参ります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報開示は、会社法、金融商品取引法および東京取引証券所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（適時開示規則）」に基づく諸規則を遵守するとともに、投資家（＝お客様）の投資判断や得意先との取引等に影響を及ぼすと判断されるものは積極的に開示・公表していくことを基本姿勢としております。

1. 適時開示に係る社内体制

各管理部署責任者および子会社責任者は、決定事実の起案、発生事実の連絡、決算の報告および投資者判断に著しい影響を及ぼす発生連絡を総務部に集約し、関係本部と調整のもと、総務部は情報取扱責任者（経営戦略室長）と連携を密にし、経営会議に諮るとともに、情報取扱責任者は集約した会社情報について、適時開示情報に該当するか否かの判断を東京証券取引所の適時開示規則に従って判定し、代表取締役社長執行役員に報告します。決定事実・決算等の機関決定に関わる事項については、取締役会規程に基づき取締役会決議が必要な場合は、取締役会に付議され、承認を得た上で開示を行います。また、発生事実については、情報取扱責任者が代表取締役社長執行役員に報告を行ったうえで遅滞なく開示を行います。

2. 開示機能体制運用のためのモニタリング

内部監査室は、適時開示に係る社内体制が有効に機能しているか、また業務が適法に実施しているかを監査しております。さらに、監査役は、重要な会議等に出席するほか、重要事実等の管理部署が開催している各会議に出席し、日常的な開示情報を入手しております。

3. 情報漏洩防止

総務部は、集約した情報につき、インサイダー情報に該当する可能性がある場合、それを知る者に対し、「インサイダー取引防止規程」により情報漏洩防止指示を行います。

模式図

